

〔資料 5〕 総務関係資料

平成21年度事業計画・収支予算策定の基本方針

(平成21年1月22日 理事会決定)

「産業インフラ」として位置づけられるべき商品先物市場の利用文化を、産業界・経済界に定着させ、商品先物市場の機能の見直しとその活用により日本経済の活性化に貢献し寄与する業界を目指す。

(現時点をわが国商品先物市場消失の最大の危機ととらえ、「見直そう商品先物市場」キャンペーンにより、社会貢献できる流動性回復と受託等業務の活力を取り戻し、競争力強化を図る。)

1. 円滑な商品取引所法の改正と施行への協力

法改正の目指す方向とその影響の確かな把握に努め、わが国商品先物市場の競争力強化と市場振興に資する改正となるよう支援・協力し、もって円滑な改正法施行に取り組む。

2. 商品先物市場の活性化

市場の流動性の提供に資する施策及び市場参加者の費用低減に係る施策を検討し、関係機関等に実行を働きかけていく。

3. 商品先物取引の正しい知識の普及

日本経済に寄与する商品先物取引制度について、「見直そう商品先物市場」というフレーズでアピールし、正しい理解と利用知識の普及について、先物協会等関係機関と商品取引員、商品取引所とが連携して取り組む。

4. 必要最小限の事業遂行のための予算編成

商品先物市場の現状と会員の経営環境を踏まえ、必要最小限の事業遂行に要する予算編成とする。

5. その他

今後の商品先物取引制度に係る構造変化を踏まえつつ、当先物協会のあり方について根本から見直し、21年度中にあるべき方向を整理することとする。

以上

平成21年度事業計画・収支予算策定の考え方について

平成21年度以降の状況

会員経営に係る環境

- 法律改正関係 (国内商品先物、海外商品先物、店頭商品取引の一本化)
平成21年4月～5月 改正商取法国会審議
- 平成21年5月～平成22年6月 改正法施行令・施行規則の検討と公布
プロ・アマ区分と柔軟な規制構造、外国商品受託業者・店頭取引業の許可制、同商品仲介業の登録制等
- ⇒ 業態の多様化、兼業務多様化への支援のあり方(協会の役割)
- 東京工業品取引所の新取引システム稼働
平成21年5月7日 新取引システムへの移行と夜間取引の開始等
- J C C H清算参加者資格要件の引き上げ
平成21年9月末 新清算参加者資格要件(純資産額20億円以上)の適用開始
清算参加者と非清算参加者(取次、清算の他社委託)

先物振興協会の財務等概況

- 会費収入 20年度会費収入は1億5000万円
- 財務状況 運営準備金 1億8500万円 (21年3月末)
J C C H出資金 1億円

【参考】日本商品先物振興協会の事業目的等

(目的)

「本会は、時代の要請に即応した商品先物取引制度を整備するため、必要に応じて政府等に建議、要望を行うとともに、商品先物取引の正しい理解とその普及並びに信用の保持に努め、もって商品先物市場の健全な発展に資することを目的とする。」(定款第3条)

(事業)

目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 商品先物取引制度の改善及び会員の経営改善に資する事業
- (2) 商品先物取引の健全な発展に資する研究及び調査並びに統計資料の作成
- (3) 商品先物取引の正しい理解の普及に資するための事業

平成 21 年度 事業計画（案）

I. 商品先物取引制度の改善及び会員の経営改善に係る企画立案事業

1. 商品取引所法の改正・施行における市場振興と会員の経営活性化に向けた取組

商品取引所法の改正が、わが国商品先物市場の競争力強化と市場振興及び協会員（商品取引員）の経営活性化につながるよう、必要な施策について検討し、提言を行う。

〔具体的取組〕

- ① 規制構造と枠組みの拡大（国内・海外・店頭商品先物取引の規制の一体化及び商品取引員の経営領域の拡大等）に関する政省令案及び諸規程案検討への積極的関与と協力、情報提供等
- ② 商品取引仲介業（I B）制度、商品投資顧問業制度の活用の円滑化
- ③ プロアマ区分に応じた規制の在り方の検討、提言
- ④ 会員代表者懇談会・会員説明会における会員に対する現時点情報の提供と経営環境についての共通認識の醸成
- ⑤ 会員の外国取引所取引の取次受託等に係る先行的な自主規制の支援

2. 商品先物市場の活性化に向けた取組

会員の受託業務を通じた市場の流動性の提供及び市場参加者の取引コスト低減等商品先物市場の活性化に資する施策を検討し、関係機関等にも実現を働きかけていく。

〔具体的取組〕

- ① 総合商品取引所の実現等、取引所及び団体の機能強化策の検討
- ② マーケットメーカー制導入の推進と自己玉規制の見直し
- ③ 取引習熟者へのサービスのあり方の検討
- ④ 自己責任原則の再確認と習熟度の確認に係る手法の確立と習熟度区分等に応じたリスク管理サービスの検討
- ⑤ 適合性、習熟度に応じた顧客ニーズへの対応のあり方（両建て優遇サービスの）の検討
- ⑥ 諸規程の運用の改善・見直し
- ⑦ 営業現場において外務員が自信と活力を持てる営業事例の紹介
- ⑧ 市場参加者多様化への取組（「構造改革等推進特別委員会」の設置）

3. 商品先物取引制度の構造変化への対応

今後の商品先物取引制度に係る構造変化を踏まえ、以下の対応を図る。

〔具体的取組〕

- ① 商品先物取引分野の拡大（国内・海外取引所取引と店頭取引等）に伴う受託業務等のあり方
- ② 当先物協会の事業目的等あるべき方向

II. 調査研究に係る事業

1. 制度改善・税制要望等の企画立案事業の推進のための理論整備 制度改善・税制要望等企画立案事業を推進するに当たっての理論整備のための調査研究及び基礎となる業界統計データの収集・集計を行う。

〔具体的取組〕

- ① 市場横断的な受託業務を前提とした財務規制への転換と純資産額規制比率等の見直し（国内・海外・店頭商品先物取引における市場リスク等）
- ② ヘッジ取引における会計・税務の適用に係る研究
- ③ 商品先物市場における投機の役割等に係る理論整備（価格の安定効果等について数値化して論証する等。）
- ④ 金融所得課税一体化に向けた、諸外国の投資家税制等に関する調査
- ⑤ 改正商品取引所法に係る逐条解説研究
- ⑥ 法改正等に関連して必要となる調査への臨機への対応

2. 商品先物取引に係る調査研究支援（継続事業）

大学に対し商品先物市場及びリスク管理に関する講座の開設を支援することにより、学究分野における基礎的研究の深化を図る。

3. 資料室の整備

4. 協会ホームページにおける商品先物取引関連資料の公開

III. 広報に係る事業

「見直そう商品先物市場」を広報スローガンを日本経済に貢献する商品先物取引制度をアピールし、

- ① 商品先物市場の正しい理解の普及（認知度の向上）
- ② 商品先物市場の利用知識の普及
- ③ マイナスイメージの払拭に取り組む。

1. 啓蒙セミナーの開催

- （取引所・関係団体共同の「商品さきもの知識普及委員会」名で実施。）
- （1）投資家向けセミナー
 - 資産運用として商品先物取引を利用するための知識・ノウハウを伝えるため、投資に関心を持つ個人投資家を対象に、強い集客力が見込める大手メディアのセミナーイベントにおいて、取引所と連携して「商品さきもの普及委員会セミナー」を開催する。
 - また、取引所と共同して、商品先物取引の利用知識・マーケティング動向等を伝えるミニセミナーを定期的に関催する。（新規事業）
 - （2）事業者向けセミナー（新規事業）
 - 中小等の事業者に対してヘッジ取引の普及啓蒙を図るため、取引所と連携して以下のセミナー開催に取組む。
 - ① 中小企業支援機関（商工会議所、中小事業者団体等）を通じた事業者向けの普及啓蒙セミナー
 - ② 中小企業診断士・税理士・会計士を対象とした普及啓蒙セミナー

2. インターネットによる啓蒙

- 当協会が運営するインターネット・ネット・サイトの情報を追加・更新し、さらなる充実を図る。
- （1）商品さきもの知識普及委員会ホームページ
 - 商品先物取引に関心のある初心者向けの情報サイトとして商品先物取引の基礎的知識・利用方法等に係る情報を更新するとともに、新たに先物取引に関するQ&A及びヘッジ取引を解説したコンテンツを追加する。
 - （2）「投資家応援ナビ」のコンテンツの追加
 - 商品先物取引経験者の立場からの投資家向けアドバイスやコメントを映像で発信する「先輩投資家の声」を追加更新する。
 - （3）協会ホームページの情報更新
 - 当協会の活動状況を中心に、商品先物取引業界をめぐる行政及び取引所等の取組、関係資料等を掲載するとともに、「商品さきもの知識普及委員会ホームページ」とのリンクにより、相互の情報充実を図る。

3. パンフレットの作成・配付

- （1）事業者向けパンフレット（新規事業）
 - ヘッジ取引の利用促進のため、事業者向けのわかりやすいパンフレットを取引所の協力を得て作成し、中小企業支援機関等を通じて事業者に配付するほか、事業者向けセミナーで活用する。
- （2）投資家向けパンフレット及び税制リーフレット
 - 初心者向けパンフレット「はじめの商品先物取引」及び商品先物取引の所得に係る税制を解説した「商品先物取引と税金」を、引き続き資料請求者及び投資家セミナー来場者に配付するほか、会員の営業ツールとして提供する。

4. 継続事業

- （1）テレビ番組の提供
 - 日経CNBCの先物情報番組「デリバティブ・マーケット」における商品先物取引に関する情報の一層の充実を図り、番組提供を継続する。（取引所と共同で提供）
- （2）新聞広告
 - 商品先物取引特集紙面への制作協力・協賛を行う。
- （3）業界内広報
 - 当協会の理事会・常設委員会等の会議概要及び資料、行政の取組等について、協会ホームページ・会員専用ページ、「先物協会短信」（フアクシミリ）により迅速に会員に伝えとともに、会員代表者懇談会等を通じて、きめ細かく周知情報の共有を図る。
- （4）メディアに対するPR活動
 - PR会社を通じて主要メディアに対し商品先物取引及び商品先物業界に関する情報を発信することにより、商品先物取引の正しい理解を促進し、マイナスイメージの払拭を図る。
- （5）記者懇談会等の開催
 - 制度政策の実現に向けて、一般紙・業界専門紙記者及び関係方面との勉強会・懇談会を開催する。

以上

1. 先物振興協会の見直し案（概要）

1. 事業目的

協会の事業目的を「時代の要請に即応した商品先物取引制度の整備に必要な建議要望とその実現によって商品先物市場の健全な発展に資する」に絞り込む。具体的には以下3点。

- ① 商品先物取引制度に関する調査研究及び意見表明（建議・要望）
- ② 商品先物取引制度の基盤整備
- ③ 上記事業の遂行に必要な事業

2. 協会事務局

- ① 事務局

役職員	現行 9名	⇒	22年度 4名	⇒	23年度 2名
-----	-------	---	---------	---	---------

平成22年度期首に管理職及び企画調査スタッフの計4名、23年度期首に計2名とする。協会の庶務・経理事務は日商協に事務委任する。
- ② 事務所（平成22年10月目途）

現行	368㎡（111坪）	⇒	100㎡（30坪）
----	------------	---	-----------

上記事務局の事務スペース、資料書架、応接コーナーを設置できる必要最小限の事務所規模（現行 368㎡の1/3～1/4。概ね100㎡程度）とする。役員室・会議室・資料室は廃止。

3. 予算概算（平成22年度）

（収入の部）	21年度 2億6,400万円	⇒	22年度 1億2,300万円	⇒	23年度 1億円弱
会費収入	40,224千円		(184,886千円)		定率会費 2.40円⇒1.00円
運営準備金取崩	50,360千円		(41,000千円)		
前期繰越収支差額	33,000千円		(36,836千円)		
合計	123,584千円		(263,722千円)		

（支出の部）

事業費	21年度 1億1,587万円	⇒	22年度 5,096万円	⇒	23年度 5,000万円
制度改善推進事業費	8,121千円		(10,833千円)		
企画調査事業費	36,382千円		(59,647千円)		
広報費	6,460千円		(45,394千円)		
計	50,963千円		(115,874千円)		
事務所費	21年度 1億3,750万円	⇒	22年度 6,662万円	⇒	23年度 3,705万円
給与費・社会保険料	40,425千円		(90,956千円)		⇒23年度 20,220千円
事務所借料	16,384千円		(25,274千円)		⇒23年度 7,016千円
その他一般管理費	9,812千円		(21,273千円)		
計	66,621千円		(137,503千円)		
退職給与引当金繰入	6,000千円		(10,345千円)		⇒23年度 3,000千円
合計	123,584千円		(263,722千円)		⇒23年度 1億円弱

2. 今後の先物振興協会のあり方について

改正商品取引所法による今後の商品先物取引業を巡る環境変化を踏まえ、並行して進められている日商協における事務局体制の見直しとの協調を図り、協会運営に係る委員の会費負担に配慮しつつ、平成22年度以降の先物振興協会の運営規模及び事業内容について、以下のとおり見直しを提案する。

1. 協会の財務状況

(1) 収入見込額

① 定率会費

今年度上半期の会員売買高（実績）をベースに平成22年度の会員売買数量を今年度の80%と見込むと31,704千枚/年（2,642千枚/月）。

会費単価については、日商協における単価引上げが回避できない状況を考慮し、両団体を合わせた会費負担増が緩和されるよう1.00円（今年度比△1.40円）とする。

この結果、定率会費は31,704千円となる。

② 規模別固定会費

廃業が決定している社を除く会員41社（準会員2社含む）について、今年度同額とした場合、規模別固定会費は8,520千円となる。

(2) その他資産

① 運営準備積立預金

運営準備金に相当する預金残高は、今年度において承認された上限額全額を取崩した場合には、期末残高は55,000千円となる。

② 保有有価証券

日本商品清算機構の株式2,000株（簿価1億円）を売却し、運営準備金に繰り入れる。

2. 予算規模

(1) 平成22年度 約1億2,300万円（収支予算概算は別紙1）

会費収入（定率・固定） 4,000万円

今年度からの繰越収支差額 3,300万円

運営準備金取崩収入 5,000万円

(2) 平成23年度以降 約1億円未満

3. 事業目的及び事業内容（制度改正等スケジュールと協会对応事業案は別紙2）

前記の財務状況及び予算規模を勘案し、協会の事業目的を「時代の要請に即応した商品先物取引制度の整備に必要な建議要望とその実現によって商品先物市場の健全な発展に資する」ことに絞り込む。

具体的な事業は、以下の3点とする。

- ① 商品先物取引制度に関する調査研究及び意見表明（建議・要望）
- ② 商品先物取引制度の基盤整備
- ③ 上記事業の遂行に必要な事業

従来、協会が行ってきた広報事業（制度広報、先物知識普及啓蒙等）は、取引所主体の取組として、「商品さきもの知識普及委員会」を通じてサポートする。

4. 協会組織

(1) 会員構成

① 正会員

商品先物取引業者を正会員とする。

既存の国内商品取引員に加えて、海外商品先物取引業者・店頭商品デリバティブ取引業者の新規加入を促進するための協会組織・事業のあり方を検討する。

② 準会員又は賛助会員

商品取引所、業界関係団体、市場会員・プロプファーム等、広く商品先物取引関係者の準会員（賛助会員）への加入促進に向けた方策を検討する。

(2) 事務局（平成22年度期首を目的に実施）

平成22年度期首において、管理職及び企画調査スタッフの計4名、平成23年度期首においては管理職及びスタッフの計2名とする。協会の庶務・経理事務は日商協に事務委任し、日商協職員が処理する。

退職する職員については、退職金の割増及び採用を希望する会員企業への就職あっせんを行ない、本年度中に希望退職者を募る。なお、退職者を採用する会員企業には、事務引継ぎ等業務遂行に支障が出ないよう、期間を限定して協会事務局への出向の協力をお願いする。

(3) 事務所（平成22年度下期を目的に実施）

上記事務局の事務スペース、資料書架、応接コーナーを設置できる必要最小限の事務所規模（現行の1/3～1/4、概ね100㎡程度）とする。役員室・会議室・資料室は廃止する。

併せて、現協会事務所の縮減部分への日商協の入居、又は日商協事務所縮減部分への協会の入居を検討する。

平成 22 年度事業計画・収支予算策定の基本方針

(平成 22 年 1 月 18 日 理事会決定)

「商品先物取引法」が施行される平成 22 年度においては、今後の金融商品との競合を視野に入れ、わが国における商品先物取引の振興にとって実効性のある法施行の実現に取り組むとともに、会員が新たな法制度の枠組みの中で多様な経営選択が可能となるよう環境整備を図る。

1. 商品先物取引法の施行に向けた取組
商品先物取引法に係る改正商品取引所法（商品先物取引法）の施行がわが国商品先物市場の競争力を強化させるとともに、本会会員の円滑な事業展開に資するものとなるよう、政省令改正に協力し、新法に係る商品先物取引制度の整備に取り組む。
2. 商品先物取引法の発展に向けた取組
市場の流動性向上に資する施策を検討し、その実現を働きかけていくとともに、新たな流動性提供者となる商品先物取引業者・同仲介業者の参入促進を図る。
3. 協会の事業体制見直しを踏まえた予算編成
昨年末に会員の賛同を得た協会の事業内容・運営規模の見直しの方向を踏まえ、商品先物取引制度の整備のための調査研究と建議要望を主体とした事業遂行に必要な予算編成とする。

以上

平成 22 年度事業計画

「商品先物取引法」が施行される本年度においては、今後の金融商品との競合、商品先物取引業者における外国商品先物取引・店頭商品デリバティブ取引への経営領域の拡大を視野に入れ、わが国における商品先物取引の振興にとって実効ある法施行の実現と、新たな法制度の枠組みの中で本会会員の多様な経営選択を可能とする環境整備のための施策を推進する。事業を遂行するにあたっては、事務局体制の削減に伴い、必要に応じて外部機関への事務委託を活用する。

I. 商品先物取引制度の改善及び会員の経営改善に係る企画立案事業

1. 商品先物取引法の施行に向けた取組

商品先物取引法に係る改正商品取引所法（商品先物取引法）の施行がわが国商品先物市場の競争力を強化させるとともに、商品先物取引の振興に資するものとなるよう、法施行に関連する情報を会員に提供し、共通認識の醸成と会員の実務上の取組支援を図る。

〔具体的取組事例〕

- ① 政省令改正等新法施行に係る会員周知（会員代表者懇談会、会員に対する説明会の開催）
- ② 新たな勸誘規制に対応した営業展開・受託契約・顧客管理等のあり方
- ③ 商品先物取引業の拡大に伴う純資産額規制比率（海外・店頭商品先物取引業を兼業する場合の比率）の弾力的適用等の検討
- ④ 外国商品先物取引、店頭商品デリバティブ取引（CFD取引等）の受託等に係る制度整備
 - ・信頼性確保のための自主規制の先行的導入提言
 - ・分離保管等委託者資産保全措置のあり方の検討、等
- ⑤ 制度改正に伴う法定帳簿等の見直し

2. 商品先物取引法の発展に向けた取組

商品先物取引法の下で、本会会員である商品先物取引業者が多様な経営選択と円滑な事業展開を図ることが可能となるよう、新法に基づく制度の定着と円滑な運用に資する施策を検討し、関係機関にその実現を働きかける。

また、新たな流動性提供者となる商品先物取引業者・同仲介業者の参入促進に資する施策に取り組む。

〔具体的取組事例〕

- ① マーケットメーカーの活用による取引活性化策の検討
- ② 「プロ」(特定委託者・特定当事者)の参入しやすしい取引環境の整備・取引利便性の向上
- ③ SPAN証拠金の円滑な導入・定着に係る協力・支援
- ④ J C C Hにおけるクリアリング制度の充実・機能強化策の検討の場への積極的参加
 - ・証拠金に係る金利の取扱いと連約補てん財源の充実策
 - ・O T C クリアリングの引受け、等
- ⑤ 国内・海外・店頭取引を兼業する場合の顧客資産の管理のあり方
異なる分離保管先の顧客資金の区分管理方法と将来的に一体的管理を行うための課題の検討等
- ⑥ 新・商品先物取引業者の参入促進に向けた取組
 - ・隣接業界からの参入誘引戦略の検討
 - ・商品先物取引業と金融商品取引業との取引慣行、業務規制(法定帳簿等)の乖離極小化
 - ・トラブル多発業者の参入排除要請、等
- ⑦ 商品取引仲介業者(I B)の参入促進
 - ・保険業、投資顧問業、弁護士、会計士等多様な分野からの参入促進策の検討等

II. 調査研究に係る事業

1. 制度改善・税制要望等の企画立案事業の推進のための理論整備
制度改善・税制要望等企画立案事業を推進するに当たっての理論整備のための調査研究及び基礎となる業界統計データの収集・集計を行う。

〔具体的取組事例〕

- ① 商品先物取引業者としての純資産額規制比率のあり方に係る理論整備
海外商品先物取引・店頭商品デリバティブ取引に係るリスク評価のあり方、純資産評価における固定資産の取扱い等
- ② 金融所得課税一体化に向けた、諸外国の投資家税制等に関する調査
- ③ 海外商品取引所の取組等の現状把握

2. 商品先物取引に係る研究支援

学界における商品先物取引に係る研究の深化を促すため、取引所及び関係団体と連携して助成を行う。

〔具体的取組事例〕

- ① 改正商品取引所法に係る逐条解説研究の委託
- ② 商品先物市場における投機の役割等に係る理論整備(価格の安定効果等)について数値化して論証する等)

III. その他の事業

「協会ホームページ」及び「商品さきもの知識普及委員会ページ」を活用して、政府等社会の動き及び協会における各種取組みの成果物、会議資料等を掲載し、社会及び会員に対し、情報発信を行う。

以上

日本商品先物振興協会 定款改正(案) 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(目 的)</p> <p>第3条 (現行に同じ)</p> <p>(事 業)</p> <p>第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) (現行に同じ)</p> <p>(2) (現行に同じ)</p> <p>(3) (現行に同じ)</p> <p>(削る)</p> <p>(4) 前各号に<u>附帯する広報等事業</u>のほか、本会の目的達成に必要な事業</p> <p style="text-align: center;">附 _____ 則</p> <p><u>この定款の変更は、平成22年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第3条 本会は、時代の要請に即応した商品先物取引制度を整備するため、必要に応じて政府等に建議、要望を行うとともに、商品先物取引の正しい理解とその普及並びに信用の保持に努め、もって商品先物市場の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(事 業)</p> <p>第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 商品先物取引制度の改善及び会員の経営改善に資する事業</p> <p>(2) 前号に係る政府等に対する建議要望</p> <p>(3) 商品先物取引の健全な発展に資する研究及び調査並びに統計資料の作成</p> <p>(4) <u>商品先物取引の正しい理解の普及に資するための事業</u></p> <p>(5) 前各号に<u>掲げるもの</u>のほか、本会の目的達成に必要な事業</p>